

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
総合無線局監視システム ロボティクス・プロセス・オートメーション・アプリケーション用コンピュータ機器の借入れ (令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株) アイティフォー 東京都千代田区一番町2 1	3010001022865	本件は、総合無線局監視システムの利便性向上を目的として導入しているロボティクス・プロセス・オートメーション・アプリケーション（以下、「RPA」という。）用のコンピュータ機器及びソフトウェアについて、現在稼働しているRPA用のコンピュータ機器及びソフトウェアについて令和8年度も継続して借り入れるものである。現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監視システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予令第102条の4第3号	18,761,600	18,761,600	100.0%					
NHK放送受信契約	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日本放送協会 東京都渋谷区神南2丁目2番1号	8011005000968	本件は、法令の規定（放送法）により、契約の相手が一に定められているため、随意契約を行うもの。 会計法第29条の3第4項	2,125,435	2,125,435	100.0%					
新聞の調達	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	丸の内新聞（株） 東京都中央区日本橋本石町4-3-1-1	1010005001594	新聞の納入者は、地区ごとに決められており、総務省（中央合同庁舎第2号館及び永田町合同庁舎）の場合、丸の内新聞株式会社以外には新聞納入契約を締結できないため 予令第102条の4第3号	19,813,920	19,813,920	100.0%					
令和8年度総務省図書館情報管理システムに係るソフトウェア及び周辺機器一式の借入並びに運用支援・保守	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	東京センチュリー（株） 東京都千代田区神田練馬町3	6010401015821	総務省図書館情報管理システムに係るソフトウェア及び周辺機器一式の借入並びに運用支援・保守について、履行可能な事業者を公募した結果、現行業者以外に応募者がなかったため。 会計法第29条の3第5項・予令第102条の4第3号	3,471,072	3,471,072	100.0%					

加除式図書追録（株式会社ぎょうせい刊行分）の購入	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株)ぎょうせい 東京都江東区新木場1-18-11	1010001100425	本件は、契約の相手方が顧客に対し直接販売する体制を採っているため、出版元である契約の相手方以外から調達することが不可能であり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	12,037,190	12,037,190	100.0%								
令和8年度 電波監視車両（小型監視車等）の継続借入	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	三菱電機フィナンシャルソリューションズ(株) 京都市品川区大崎1-6-3	6010701009572	本件は、令和元年度以降に借入れを行い令和7年度までに借入れの期間が終了する電波監視車両について、業務上不可欠なため、令和8年度も借入れを行うものである。 借入れに当たって、現行契約の相手方である三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社以外の者と契約した場合は、既存の電波監視機器と電波監視車両に架装された専用設備との正確な接続・調整が行えず、電波到来方向の測定ができなくなり、当該電波監視機器の使用に著しい支障が生じるおそれがある。このため、三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社と随意契約を締結する必要がある。 予決令第102条の4第3号	8,360,880	8,360,880	100.0%								
歯科医療事務システムの賃貸借等	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	東京センチュリー(株) 東京都千代田区神田練馬町3	6010401015821	本件について、複数業者に履行可能かヒアリングを行ったところ、1者のみの回答を得た。そのため、公募を実施したところ1者のみ履行証明書の提出があり、審査の結果履行可能と認められるため、当該1者との随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	6,986,760	6,986,760	100.0%								
令和8年度普通自動車の賃貸借（再リース2年）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株)トヨタレンタリース神奈川 神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1	6020001023868	平成27年度一般競争入札によって落札した事業者から、継続して同じ車両の借入れ契約を行うことにより、新規に借り入れを行うより費用削減が見込まれるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第4号口	7,101,600	7,101,600	100.0%								
令和8年度普通自動車の賃貸借（再リース4年）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	三菱オートリース(株) 東京都港区芝5-33-11	2010401028728	平成29年度及び平成31年度一般競争入札によって落札した事業者から、継続して同じ車両の借入れ契約を行うことで新規に借り入れを行うよりも、費用の削減が見込まれるから。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第4号口	8,421,600	8,421,600	100.0%								

L A N複合機等の保守（本省・外部拠点）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	富士フィルムビジネスインベション ジャパン（株） 東京都江東区豊洲 2-2-1	1011101015050	本件については、保守対象となる富士ゼロックス製のLAN複合機等502台を複数の拠点において配備・使用しており、これら全ての機器に対して遺漏なく保守業務を提供できるのは、機器の製造元である同社しか存在しないため、同社との随意契約を締結するものである 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	108,540,485	108,540,485	100.0%							
L A N複合機等の保守（地方支分部局分）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	リコージャパン（株） 東京都港区芝浦 3-4-1 グランパークタワー田町	1010001110829	本件調達は、保守対象となるリコー製のLAN複合機等470台を複数の拠点において配備・使用している。これら全ての機器に対して遺漏なく保守業務を提供できるのは、機器の製造元である同社しか存在しないため、同社との随意契約を締結するものである 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	44,175,589	44,175,589	100.0%							
令和8年度 遠隔方位測定設備 不法無線局探査車V型の継続借入	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	NECキャピタルソリューション（株） 東京都港区港南二丁目15番3号	8010401021784	本件は、平成28年度以降に借入れを行い令和7年度までに借入れの期間が終了する遠隔方位測定設備不法無線局探査車について、業務上不可欠なため、令和8年度も借入れを行うものである。 借入れに当たっては、現行の借入者から変更する場合、新たな車両の選定、準備、電波監視機器の搭載のための改造、既存車両の廃棄が必要となり、現行の借入者と継続して契約する場合と比べて、そのための期間が必要となるほか、著しく高額となる。このため、予算執行上効率的であることから、現行契約の相手方であるNECキャピタルソリューション株式会社と随意契約を締結する必要がある。 予決令第102条の4第3号	162,244,808	162,244,808	100.0%							
令和8年度 電波監視車両（小型監視車、総合監視車等）の継続借入	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	NECキャピタルソリューション（株） 東京都港区港南二丁目15番3号	8010401021784	本件は、平成28年度以降に借入れを行い令和7年度までに借入れの期間が終了する電波監視車両について、業務上不可欠なため、令和8年度も借入れを行うものである。 借入れに当たって、現行契約の相手方であるNECキャピタルソリューション株式会社以外の者と契約した場合は、既存の電波監視機器と電波監視車両に架装された専用設備との正確な接続・調整が行えず、電波到来方向の測定ができなくなり、当該電波監視機器の使用に著しい支障が生じるおそれがある。このため、NECキャピタルソリューション株式会社と随意契約を締結する必要がある。 予決令第102条の4第3号	58,380,784	58,380,784	100.0%							
総合無線局監理システム コンピュータ機器（H29-R3年度契約番号6721-2102、R5-R6年度契約番号6324-0019及び6324-0011）の再借入れ（令和8年度）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	日本アイ・ビー・エム（株） 東京都港区虎ノ門 2-6-1	1010001128061	本件は、総合無線局監理システムの安定的な運用のために、平成29年度から申請業務等において利用している機器を継続して借り入れるものである。本件で借り入れる機器は、綿密な検証のち総合無線局監理システムの安定的運用を保証するために導入された唯一のシステムであるため、現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監理システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	1,238,466,240	1,238,466,240	100.0%							

総合無線局監視システム コンピュータ機器 (R1-R5年度、契約番号6923-2106) の再借入れ (令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日本アイ・ピー・エム (株) 東京都港区虎ノ門2-6-1	1010001128061	本件は、総合無線局監視システムの安定的な運用のために、令和元年度から主に職員向けに利用している機器を継続して借り入れるものである。本件で借り入れる機器は、綿密な検証ののち総合無線局監視システムの安定的運用を確保するために導入された唯一のシステムであるため、現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監視システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	1,884,804,240	1,884,804,240	100.0%								
総合無線局監視システム 本省・地方局NW機器(H28-R2年度、契約番号6620-2109)の再借入れ (令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日本アイ・ピー・エム (株) 東京都港区虎ノ門2-6-1	1010001128061	本件は、総合無線局監視システムの安定的な運用のために、現在使用しているネットワーク機器を継続して借り入れるものである。本件で借り入れる機器は、綿密な検証ののち総合無線局監視システムの安定的運用を確保するために導入された唯一のシステムであるため、現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監視システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	56,251,800	56,251,800	100.0%								
総合無線局監視システム 電波の発射状況調査連携に係るコンピュータ等機器 (R1-R5年度、契約番号6923-2111) の再借入れ (令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日本アイ・ピー・エム (株) 東京都港区虎ノ門2-6-1	1010001128061	本件は、総合無線局監視システムの安定的な運用のために、令和元年度から電波の発射状況調査連携において利用している機器を継続して借り入れるものである。本件で借り入れる機器は、綿密な検証ののち総合無線局監視システムの安定的運用を確保するために導入された唯一のシステムであるため、現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監視システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	219,424,920	219,424,920	100.0%								
総合無線局監視システム コンピュータ機器 (R4-R6年度、契約番号6224-0017) の再借入れ (令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日鉄ソリューションズ (株) 東京都港区虎ノ門1-17-1	9010001045803	本件は、総合無線局監視システムの安定的な運用のために、令和4年度から主に監視機器として利用している機器を継続して借り入れるものである。本件で借り入れる機器は、綿密な検証ののち総合無線局監視システムの安定的運用を確保するために導入された唯一のシステムであるため、現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監視システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	38,374,875	38,374,875	100.0%								
総合無線局監視システム 総務省LAN機器 (R2-R6年度、契約番号9024-0030) の再借入れ (令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株) J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室にて契約している総務省LANのネットワーク機器について、令和7年3月31日にて借入期間が終了した。当該機器の一部を総合無線局監視システムのGSSネットワーク接続機器として利用するため、これらを令和7年度より継続して借り入れており令和8年度においても継続するものである。そのため、現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監視システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	29,769,432	29,769,432	100.0%								

LAN複合機等の再借入れ（地方支分部局）（令和8年度）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	リコージャパン（株） 東京都港区芝浦3-4-1 グランパークタワー田町	101000110829	本件は、大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室にて契約している総務省LAN複合機について、令和8年2月28日にて借入期間が終了する。当該機器の一部を総合無線局監視システムの複合機として現行どおり利用できるように、これらを令和8年3月以降も継続して借り入れるものである。そのため、現行業者以外から調達した場合、現在の機器との互換性が確保できず、総合無線局監視システムのサービス提供に著しい支障が生じるおそれがある。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	37,659,356	37,659,356	100.0%					
統計調査データの取得及び利用に係るライセンス購入	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	スタティスタ・ジャパン（株） 東京都港区六本木2-3-2	8011001135512	スタティスタ・ジャパン株式会社が提供している統計調査データを、情報通信白書に掲載する必要があり、当該業者以外との契約では対応できないため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	2,005,877	2,005,877	100.0%					
電気通信行政情報システムの運用・保守業務の引継ぎ作業請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日本電気（株） 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	本件は、現行の電気通信行政情報システムの運用保守を引き継ぐために現行の運用保守に関する各種情報を入力するものであり、現行の運用保守事業者以外から当該情報を入力できないため、随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	9,150,680	9,150,680	100.0%					
放送コンテンツ製作取引における個別具体的な問題に関する法律相談等の請負（九重桜）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	九重桜法律事務所 東京都千代田区九段北4-1-5	—	放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な法律相談は、その性格上専門的な知識が要求されるものであり、民商法や刑法などの一般法のほか、取適法、独占禁止法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、著作権法、受託中小企業振興法、放送法等その他の関係法令に精通し、上記法令に関する法律相談を行い豊富な知識と経験を備えている必要があり価格競争になじまないため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	3,709,310	3,709,310	100.0%					
放送コンテンツ製作取引における個別具体的な問題に関する法律相談等の請負（横浜パートナー）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(弁) 横浜パートナー法律事務所 神奈川県横浜市中央区日本大通7番地	5020005006580	放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な法律相談は、その性格上専門的な知識が要求されるものであり、民商法や刑法などの一般法のほか、取適法、独占禁止法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、著作権法、受託中小企業振興法、放送法等その他の関係法令に精通し、上記法令に関する法律相談を行い豊富な知識と経験を備えている必要があり価格競争になじまないため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	3,709,310	3,709,310	100.0%					
令和8年度における現行法令電子版の利用	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株) ぎょうせい 東京都中央区銀座7-4-12	1010001100425	調達手続のより一層の適切性確保の観点から履行可能な社を公募し、審査の上選定することとしたところ、応募業者が株式会社ぎょうせい1社しかなく、履行証明書の審査においても同社が合格したため、随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	6,246,240	6,246,240	100.0%					
地方公共団体、防災関係機関等を結ぶ衛星通信ネットワークの利用に係る請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(一財) 自治体衛星通信機構 東京都千代田区平河町2-6-3	6010405000282	履行可能な事業者を公募した結果、1者から履行証明書の提出があった。審査の結果、履行可能と認められるため、当該事業者と随意契約を行うもの。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	6,751,542	6,751,542	100.0%					
令和8年度の任期付職員採用に向けた採用活動の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	P o l e & L i n e（同） 東京都渋谷区恵比寿西1-4-2	7011003005763	訴求力に優れた企画案を選ぶ必要があり、契約の性質が企画力を競うものであるため、企画競争を実施し、選定した業者と契約するため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	5,973,000	5,973,000	100.0%					
「令和8年情報通信に関する現状報告」の版下作成等の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日経印刷（株） 東京都千代田区飯田橋2-15-5	7010001025732	本件は、我が国の情報通信の現状や情報通信政策の動向について、広く一般に周知し、理解と協力を得ることを目的としており、その実施に当たっては、①誰にでも見やすくわかりやすいデザイン、レイアウト、配色等が求められること、②容易に理解できる内容や表現方法が求められること、等の要件が必要であり、価格競争になじまないため、公募による企画競争で選定した業者と契約することとした。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	8,800,000	8,800,000	100.0%					
地方税電子申告サービスに係る総合行政ネットワークの利用	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25	3010005022218	LGWAN-ASPが提供するサービスを利用するためには、総合行政ネットワークを通信回線として利用する必要があり、総合行政ネットワークを提供しているのは同機構のため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	10,452,513	10,452,513	100.0%					
放送用電波伝搬シミュレータに係る保守業務（令和8年度）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(株) 構造計画研究所 東京都中野区本町4-38-13	7011201001655	本件は、令和4年度及び令和5年度に調達・整備した放送用電波伝搬シミュレータに対する保守業務であり、当該シミュレータの開発・製造事業者でしか保守業務を実施することができず、契約の相手方とすべき者が一に限定されているものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	13,750,000	13,750,000	100.0%					

令和8年度MPN共通ソフトウェアの保守契約	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株)NTTデータ 東京都江東区豊洲 3-3-3	9010601021385	本件について、複数業者に履行可能かヒアリングを行ったところ、1者のみから履行可能との回答を得た。 そこで公募を実施したところ、1者のみから履行証明書の提出があり、審査の結果、履行可能と認められるため、当該1者との随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	1,254,000	1,254,000	100.0%								
令和8年度 遠隔リモート型電波監視装置の保守の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株)エーオーアル 東京都台東区三筋 2-6-4	6010501001754	本請負は、特別電波監視業務のために購入した「遠隔リモート型電波監視装置」について、平時の電波監視業務に使用するための保守業務等を請け負うものである。 当該装置は、株式会社エーオーアルが総務省が実施する電波監視業務用に開発した特注品であり、当該装置の保守においては、その機器構成や内蔵ソフトウェア等について熟知していることが必須である。 したがって、当該装置の開発メーカーである株式会社エーオーアルのみが当該装置の保守が可能であり、同社以外には実施不可能なことから、同社と随意契約を行うものである。 なお、本件調達に当たっては、より一層の透明性と競争性を確保するため、事前に対応可能な者を公募しているが、応募者は株式会社エーオーアルのみであった。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	7,458,440	7,458,440	100.0%								
令和8年度 Ku帯非静止衛星監視試験設備の保守の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株)三技協 神奈川県横浜市都筑区池辺町字山王前 4509	7020001008686	本件は、総務省がメガコンステレーション衛星の監視手法等を研究するため、関東総合通信局三浦電波監視センターに整備しているKu帯非静止衛星監視試験設備の運用を図る上で、必要不可欠な保守統括業務や定期点検業務等を、外部に請け負わせるものである。本試験設備は、電波監視用の受信・分析機能を有する特殊な専用試験設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び運用について知見を有することが必須となっている。 このため、Ku帯非静止衛星監視試験設備を製造した株式会社三技協以外は対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結する必要がある。 なお、本件調達に当たっては、より一層の透明性と競争性を確保するため、事前に対応可能な者を公募しているが、応募者は株式会社三技協のみであった。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	9,020,000	9,020,000	100.0%								
令和8年度 短波監査装置の保守の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	JRCS (株) 山口県下関市東大和町 1-2-14	5250001006140	本件請負は、総務省が主に短波帯の周波数を電波監視するため、関東、信越、東海、近畿及び中国総合通信局に整備している短波監査装置の保守を請け負うものである。本装置は、電波監視用の受信・分析機能を有する特殊な専用設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び運用について知見を有することが必須となっている。 このため、短波監査装置を製造し、また、これまで保守業務を請け負ってきたJRCS株式会社以外に対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結する必要がある。 なお、本件調達に当たっては、より一層の透明性と競争性を確保するため、事前に対応可能な者を公募しているが、応募者はJRCS株式会社のみであった。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	6,342,600	6,342,600	100.0%								
災害情報自動集約ネットワークシステム (Daas-Net) のサービス提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	富士通 (株) 神奈川県川崎市中原区上小田中 4-1-1	1020001071491	総務省では、緊急事態発生時に迅速・確実に情報を集約するため、「災害情報自動集約ネットワーク」を令和3年11月より運用している。当該ネットワークの提供が可能な業者を募集する旨の公募を行ったところ、当該事業者のみが応募業者であり、審査の結果、当方の提示する履行条件に適合していることが認められたため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	10,529,717	10,529,717	100.0%								
ローマ字変換候補のプルダウン表示に係る整備に関する業務委託	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町 25	3010005022218	令和5年番号法等改正法の4号施行日 (令和8年5月26日) 以降、ローマ字表記の記載を希望する者の有するマイナンバーカードに対し、市町村職員が統合端末を用いてローマ字表記を記載・記録することについて、自治体職員の事務手続き上の便宜を図る観点から、表記可能なローマ字綴り (ヘボン式) の選択肢をプルダウンで表示することを可能とするため、住民基本台帳ネットワークシステム等の地方公共団体情報システム機構が運営する既存のシステムの改修等の必要な基盤整備を行うが、当該事業を行うことができるのは、地方公共団体情報システム機構のみであるため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	19,860,000	19,860,000	100.0%								

住所地外の自治体が発行する課税証明書の交付を可能とする証明書交付センターシステム等の改修に関する要件定義業務委託	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町 2 5	3010005022218	令和 6 年度分権提案での提案を踏まえ、コンビニ交付サービスに係る課税証明書の交付対象を現住所だけでなく、以前の住所地や事前申請した市区町村にも拡大し、広域での交付を可能にするため、必要なサーバの構築やアプリケーションの開発、地方公共団体情報システム機構が運営する既存のシステムの改修等の必要な基盤整備を行うが、当該事業を行うことができるのは、地方公共団体情報システム機構のみであるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	40,479,500	40,479,500	100.0%						
地方版アタックサーフェスマネジメント (ASM) システムの構築・実証業務	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.30	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町 2 5	3010005022218	地方公共団体情報システム機構法により地方版アタックサーフェスマネジメント (ASM) システムの開発及び運用に加え、当該システムに関する地方公共団体への情報の提供、助言その他の支援を実施できる事業者は、地方公共団体情報システム機構以外にないため 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	440,365,999	440,365,999	100.0%						
CNN j 映像情報の提供	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株) 日本ケーブルテレビジョン 東京都港区六本木 1-1-1	6010401022487	本契約については、株式会社日本ケーブルテレビジョンのみがCNN j の映像サービスを提供しているの、同サービスを利用するためには、同法人と契約を結ばなければならないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	3,960,000	3,960,000	100.0%						
令和8年度IJAMP (行政情報サービス) の受信	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株) 時事通信社 東京都中央区銀座 5-15-8	7010001018703	本件は、部外の講師や委員等を公務上送迎する場合や、深夜業務等のため通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合等に利用することを目的とするものである。安定的な自動車運送の提供を受け、適正かつ確実な実施を確保するため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した全ての者と契約を締結するものであり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	33,700,920	33,700,920	100.0%						
令和 8 年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町 5-6-6	6011205000092	本件は、部外の講師や委員等を公務上送迎する場合や、深夜業務等のため通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合等に利用することを目的とするものである。安定的な自動車運送の提供を受け、適正かつ確実な実施を確保するため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した全ての者と契約を締結するものであり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	単価 (認可料金)	単価 (認可料金)	—						
令和 8 年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町 4-15-11	1010001129530	本件は、部外の講師や委員等を公務上送迎する場合や、深夜業務等のため通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合等に利用することを目的とするものである。安定的な自動車運送の提供を受け、適正かつ確実な実施を確保するため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した全ての者と契約を締結するものであり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	単価 (認可料金)	単価 (認可料金)	—						
令和 8 年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	日領連東京都営業協同組合 東京都豊島区南大塚 1-2-12	2013305000538	本件は、部外の講師や委員等を公務上送迎する場合や、深夜業務等のため通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合等に利用することを目的とするものである。安定的な自動車運送の提供を受け、適正かつ確実な実施を確保するため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した全ての者と契約を締結するものであり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	単価 (認可料金)	単価 (認可料金)	—						
令和 8 年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	東京無線協同組合 東京都新宿区百人町 2-18-12	3011105004428	本件は、部外の講師や委員等を公務上送迎する場合や、深夜業務等のため通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合等に利用することを目的とするものである。安定的な自動車運送の提供を受け、適正かつ確実な実施を確保するため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した全ての者と契約を締結するものであり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	単価 (認可料金)	単価 (認可料金)	—						
令和 8 年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋 5-13-13	7013305000491	本件は、部外の講師や委員等を公務上送迎する場合や、深夜業務等のため通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合等に利用することを目的とするものである。安定的な自動車運送の提供を受け、適正かつ確実な実施を確保するため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した全ての者と契約を締結するものであり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	単価 (認可料金)	単価 (認可料金)	—						

令和8年度一般乗用旅客自動車運送の提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日の丸自動車(株) 東京都文京区後楽1-1-8	4010001006660	本件は、部外の講師や委員等を公務上送迎する場合や、深夜業務等のため通常用いる交通機関による帰宅が不可能となった場合等に利用することを目的とするものである。安定的な自動車運送の提供を受け、適正かつ確実な実施を確保するため、公募により調達参加希望者を募集した上、当方の提示する履行条件に適合した全ての者と契約を締結するものであり、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	単価(認可料金)	単価(認可料金)	—									
電気通信役務の媒介等業務受託者を対象とした届出制度に基づく販売代理店電子届出システムの保守及び運用における支援業務等の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	S C S K (株) 東京都江東区豊洲3-2-20	8010001074167	本件は、令和元年度に構築した「販売代理店電子届出システム」の保守・運用支援業務等を請け負わせるものであり、本作業の際に稼働中の現行システムに影響を与えた場合には、総務省における電気通信役務の媒介等業務受託者を対象とした届出制度に関する行政事務の執行に多大な支障を来すこととなる。 このため、本件請負は、その目的及び性質を踏まえた上で、令和2年度より本件請負を実施した者と契約した。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	35,391,576	35,391,576	100.0%									
令和8年度 遠隔方位測定設備(A)の保守の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	7010401022916	本件は、総務省が電波監視用として各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に整備している遠隔方位測定設備(日本電気株式会社製のものに限る。)への保守業務と、当該設備による業務記録を蓄積し、有効活用する遠隔方位測定設備等統合化装置への保守及び運用支援を請け負うものである。 遠隔方位測定設備等は、電波到来方向を探知・分析する機能や電波監視業務を支援する特殊な専用設備であるため、本請負に当たっては、そのシステム構成及び運用について知見を有することが必須のものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	906,919,200	906,919,200	100.0%									
令和8年度 遠隔方位測定設備(B)、短波監視施設及び宇宙電波監視施設の保守の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	三菱電機(株) 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	本件は、総務省が電波監視用として各総合通信局及び沖縄総合通信事務所に整備している遠隔方位測定設備センサ(三菱電機株式会社製のものに限る。)の保守と、北海道、関東、北陸及び九州の総合通信局並びに沖縄総合通信事務所に整備している短波監視施設の保守(令和6年能登半島地震により運用を一時的に停止している珠洲センサ局に関しては定期点検保守業務の対象外としている)、関東総合通信局三浦電波監視センタールに整備している宇宙電波監視施設の保守を請け負うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	803,110,000	803,110,000	100.0%									
地方交付税及び地方特例交付金等の算定及び分析に係る請負業務	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25	3010005022218	交付税及び特例交付金の算定業務は、年度当初から極めて短い期間内に全地方公共団体の交付税等額の算定を迅速かつ正確に行う必要があり、その電算処理についても、単純な計算作業だけでなく、迅速な判断や臨機応変な対応が求められ、専門的知識と常時対応可能な処理体制が確保されなければ、契約の目的が達せられない。 本件業務の調達に当たり、当算定システムを開発し、これまで改修を行ってきた地方公共団体情報システム機構以外から調達した場合には、互換性について著しい支障が生じる可能性があること、平成19年度以降、公募方式の導入や一般競争入札の試行的実施等により、競争性の高い事業者の選定を目指したが、結果的に地方公共団体情報システム機構のみの応札が続いたことから、地方公共団体情報システム機構と随意契約を行うもの。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	204,914,000	204,914,000	100.0%									
地方財政決算情報管理システムアプリケーション保守業務及びプログラム改修の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株)日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6	7010001008844	本件業務の遂行に当たっては、当システムのハードウェア、パッケージソフトの内容に熟知しているとともに、必要に応じてプログラムソースの改修を行うことが求められるため、当システムの開発を行い保守業務の実績があり、プログラムソースの改修を行うことができる者を中心とした保守・改修体制を構築することが必要である。そのため、本件業務の調達にあたっては、当システムを開発し、これまで改修・保守を行ってきた株式会社日立製作所以外から調達した場合には、互換性について著しい支障が生じることから、株式会社日立製作所と随意契約を行うもの。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	217,051,714	217,051,714	100.0%									
電波利用料徴収におけるマルチバンクに対応したインターネット口座振替受付サービスの提供業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株)NTTデータ 東京都江東区豊洲3-3-3	9010601021385	本件について、複数業者に履行可能かヒアリングを行ったところ、1者のみから履行可能との回答を得た。 公募を実施したところ、1者のみから履行証明書の提出があり、その審査の結果、履行可能と認められるため、当該1者との随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	6,558,750	6,558,750	100.0%									

災害情報共有システム（Ｌアラート）セキュリティ改良及び運用・保守業務	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(株) ＮＴＴデータ 東京都江東区豊洲 3-3-3	9010601021385	本件は、現在一般財団法人が運営するＬアラートについて、運営主体を総務省に変更するに当たり、政府情報システムとして十分なセキュリティ対策を行うためのシステム整備、運営主体の変更後の円滑なシステム運用保守業務を実施するものである。 本業務に当たっては、Ｌアラートが災害時に全国の自治体が発信する避難指示等の情報を報道機関等に一斉配信するシステムであり、災害時の地域住民への情報伝達に必要不可欠であることから、避難指示等の情報配信に影響を及ぼさないよう、本システムのシステム構成、データ内容、処理形態等について十分熟知した上で実施するとともに、運営主体の変更に伴う利用者・Ｌアラートと連携する外部システムへの影響が発生しないような環境設定等を確実に実施できる者に請け負わせる必要がある。 また、Ｌアラートは1,000を超える多くの利用者を有しており、恒常的に利用者からの問い合わせが発生している中で、特に運営主体変更直後は運営主体変更に伴う問い合わせ対応が増加することが見込まれることから、システム運用保守業務に加え、利用者からのシステムに関する問い合わせ対応等を確実に実施できる者に請け負わせる必要がある。 以上から、現行システムの運用保守に携わっており、かつ令和5年度現行システムの構築・旧システムからの移行業務の請負事業者である同社と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	386,052,142	386,052,142	100.0%						
官報公告料の支出	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(独) 国立印刷局 東京都港区虎ノ門 2-2-3	6010405003434	官報公示を行っているものが、本件契約希望相手方1者のみであるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	9,431,000	9,431,000	100.0%						
令和8年度における「行政音情110番」のナビダイヤル及び在宅電話転送機能等の使用(継続)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	ＮＴＴドコモビジネス (株) 東京都千代田区大手町 2-3-1	7010001064648	本件は、行政相談専用の全国共通電話番号（行政音情110番：0570-090110）として利用しているナビダイヤルのサービス及び当該ナビダイヤルのサービスの仕組みに追加した、行政相談センターが受け付けている相談電話を在宅勤務専用のスマートフォン端末に転送する機能等を継続して使用するものである。上記ナビダイヤルのサービスを利用した全国共通電話番号を提供できる事業者は、エヌ・ティ・ティドコモビジネス株式会社以外におらず、転送機能等の追加は、ナビダイヤルサービスの提供事業者以外には実現し得ないことから、随意契約の相手方は「エヌ・ティ・ティドコモビジネス株式会社」以外にない。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	2,684,880	2,684,880	100.0%						
令和8年度電波利用料の徴収等に関する法律相談等の請負（奥・片山・佐藤）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	奥・片山・佐藤法律事務所 東京都千代田区丸の内 2-2-2	—	電波利用料制度における徴収業務及び滞納処分業務は、その性格上専門的な知識が要求されるものであり、国税通則法、国税徴収法等その他の関係法令に精通している必要があるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	2,622,840	2,622,840	100.0%						
令和8年度電波利用料の徴収等に関する法律相談等の請負（シティユーワ）	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(弁) シティユーワ法律事務所 東京都千代田区丸の内 2-2-2	2010005024735	電波利用料制度における徴収業務及び滞納処分業務は、その性格上専門的な知識が要求されるものであり、国税通則法、国税徴収法等その他の関係法令に精通している必要があるため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	2,622,840	2,622,840	100.0%						
時事ゼネラルニュース提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株) 時事通信社 東京都中央区銀座 5-15-8	7010001018703	総務省政策評価広報課広報室では、当省における事務処理に必要な情報を正確かつ迅速に入手するため、業界紙・出版社向けに経済ニュースを配信する株式会社時事通信社と契約を結んでいる。 本業務を実施するにあたり、情報を配信している通信社より直接入手する以外に手段がなく、当該法人は情報を配信している唯一の者であることから会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約を希望する。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	7,959,600	7,959,600	100.0%						
共同通信スクリーンニュース提供の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(一社) 共同通信社 東京都港区東新橋 1-7-1	4010405008740	総務省政策評価広報課広報室では、当省における事務処理に必要な情報を正確かつ迅速に入手するため、中央・地方新聞社向けに一般ニュースを配信する一般社団法人共同通信社と契約を結んでいる。 本業務を実施するにあたり、情報を配信している通信社より直接入手する以外に手段がなく、当該法人は情報を配信している唯一の者であることから会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため随意契約を希望する。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	10,900,428	10,900,428	100.0%						

電磁的記録媒体等の外部保管運用業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株)NXワンビシアークイブズ 東京都港区虎ノ門4-1-28	4010401065760	本件は、総務省内の業務情報を記録した電磁的記録媒体等の外部保管運用業務であり、本作業で取り扱う業務情報の性質上、情報セキュリティ及び温度・湿度管理を含めた保全環境の確保は必須条件となる。 大規模な自然災害等による業務情報の破損を想定すると業務情報を一カ所に集中して扱うことは常時大きなリスクを抱えていることになることから、本業務を受託する事業者は総務省から遠隔の地にあり、温度・湿度等の保全環境を有する一次保管地、さらに同時被災する可能性の低い場所に二次保管地を設置するとともに、自然災害をはじめとした事業継続に対する潜在的な脅威への対策が必要となる。また、集配体制について、集配車両は温度変化等によるデータの破損を防止する空調設備やGPS搭載等防犯装備を完備した車両であるとともに集配を行う者は自社の社員とし、第三者への業務委託を行わずとも電磁的記録媒体等の外部保管運用業務が遂行可能な体制を持つ業者でなければならない。 よって、本件請負は、その目的及び性質から一般競争入札ではなく、履行可能な者を公募し、審査の上選定する。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	2,512,169	2,512,169	100.0%						
令和8年度広報誌の企画編集の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	(株)角川アスキー総合研究所 東京都文京区西片1-17-8	9010001067748	総務省の業務全般を広く国民に理解してもらうために作成する広報誌の充実を図る観点から、冊子編集や文章執筆、図表、イラスト作成等について、専門機関の技術を導入することとし、また、総務省広報誌の企画・編集業務を委託するものであるため、当省業務について必要な知識を有し、企画力、デザイン力、編集体制が十分整備されていることが必要である。 本件は、総務省広報誌の企画・編集業務の企画力等を求めるもので、価格競争になじまないため、随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	10,947,200	10,947,200	100.0%						
令和8年度総合金融情報提供業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	ブルームバーグL.P. 東京都千代田区丸の内2-4-1	8700150002453	国内外の金融市場動向や地方債の発行・流通市場の分析が必要であり、これらの点に十分に対応可能である情報機器端末の導入が必要であることから、情報提供業務の請負者を公募した結果(令和8年1月28日～2月18日)、1社(ブルームバーグL.P.)から応募があり、提出された履行証明書を審査した結果、履行が可能と認められたため。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	3,535,560	3,535,560	100.0%						
令和8年度コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリにおける電波利用料の納付委託業務に係る収納代行業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	三菱UFJニコス(株) 東京都文京区本郷3-33-5	8010001000016	本件について、複数業者に履行可能かヒアリングを行ったところ、1者のみから履行可能との回答を得た。 公募を実施したところ、1者のみから履行証明書の提出があり、その審査の結果、履行可能と認められるため、当該1者と随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	48,235,000	48,235,000	100.0%						
令和8年度災害対策用小型移動電源運搬車等の維持管理等の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	KDDIエンジニアリング(株) 東京都渋谷区代々木3-22-7	3011101038999	本件請負は、維持管理の対象となる移動電源運搬車等について過去に業務を実施し、その仕様及び保守方法を熟知する唯一の者であり、また、全国各地で発生しうる災害に対応するために必要な体制が構築できているため、その者と随意契約を行う。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	21,747,110	21,747,110	100.0%						
令和8年度災害対策用移動電源車(バッテリー型)の維持管理等の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	KDDIエンジニアリング(株) 東京都渋谷区代々木3-22-7	3011101038999	本件請負は、維持管理の対象となる災害対策用移動電源車について過去に業務を実施し、その仕様及び保守方法を熟知する唯一の者であり、また、全国各地で発生しうる災害に対応するために必要な体制が構築できているため、その者と随意契約を行う。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	5,453,250	5,453,250	100.0%						
省内電話設備に関する設定変更等の請負(令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	NTTドコモビジネス(株) 東京都千代田区大手町2-3-1	7010001064648	契約相手方のみが本件電話の役務を提供することが可能であるため 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	7,111,962	7,111,962	100.0%						
苦情・相談受付システムの保守及び運用における支援業務等の請負(令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.1	バシフィックシステム(株) 東京都中央区日本橋室町4-5-1	4030001034271	本件請負については、保守・運用作業の際、稼働している苦情・相談受付システムに影響を与えた場合、総務省電気通信消費者相談センター及び地方総合通信局等における苦情・相談対応業務に支障を来すこととなる。 このため、当該システムのシステム全体の構成・内容や運用サービスレベルについて熟知していることが必要であり、公募により、請負契約の履行にかかる要件を満たした者と契約した。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	7,700,000	7,700,000	100.0%						

総合無線局監視システム 収納情報連絡用オンライン通信回線の借入れ (2026年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株) N T T P C コミュニケーションズ 東京都港区西新橋 2-14-1	4010401005007	本件について、複数業者に履行可能かヒアリングを行ったところ、1者のみから履行可能との回答を得た。 公募を実施したところ、1者のみから履行証明書の提出があり、その審査の結果、履行可能と認められるため、当該1者との随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	1,078,000	1,078,000	100.0%							
令和8年度総務省人事システムの運用・保守等業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	(株) カオナビ 東京都渋谷区渋谷 2-24-12	6011201014757	本件について、複数事業者に履行可能かヒアリングを行ったところ、1者のみから履行可能との回答があった。 その上で、透明性、競争性を確保するため履行可能な事業者を公募したところ、履行証明書の審査の結果、履行可能な事業者は1者のみと認められたため、当該者との随意契約とするものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	16,352,160	16,352,160	100.0%							
令和8年度総合無線局監視システムと連携した電波利用料徴収業務支援用電話応答装置におけるシステム運用及び納付案内オペレータ業務の請負	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	NECソリューションイノベータ(株) 東京都江東区新木場 1-18-7	7010601022674	本件は、透明性、競争性を確保するため履行可能な調達参加希望者を公募した結果、1者のみから履行証明書の提出があり、その審査の結果、履行可能と認められるため、当該1者との随意契約とする。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	32,598,520	32,598,520	100.0%							
テレワーク時の外線通話手段(Age phone)追加ID継続利用について(令和8年度)	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	N T T D コモビジネス(株) 東京都千代田区大手町 2-3-1	7010001064648	契約相手方のみが本件電話に係る役務を提供することが可能であるため 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	7,365,600	7,365,600	100.0%							
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共用を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	インターステラテクノロジズ(株) 北海道広尾郡大樹町芽武 690-4	5010401080445	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」(以下「評価会」という。)において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	22,997,000	22,997,000	100.0%							
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共用を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	マイクロウェーブファクトリー(株) 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-18-3	4012301003131	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」(以下「評価会」という。)において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	55,901,586	55,901,586	100.0%							
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共用を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町 4-2-1	7012405000492	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」(以下「評価会」という。)において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	6,500,000	6,500,000	100.0%							
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共用を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(大) 岩手大学 岩手県盛岡市上田 3-18-8	6400005002202	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」(以下「評価会」という。)において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	31,200,000	31,200,000	100.0%							

令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共有を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大)新潟大学 新潟県新潟市西区五十嵐二の町8050	3110005001789	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」（以下「評価会」という。）において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	19,500,000	19,500,000	100.0%					
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共有を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大)東京科学大学 東京都目黒区大岡山2-1-2-1	9013205001282	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」（以下「評価会」という。）において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	163,800,773	163,800,773	100.0%					
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共有を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大)奈良先端科学技術大学院大学 奈良県生駒市高山町8916-5	8150005002309	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」（以下「評価会」という。）において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	48,100,000	48,100,000	100.0%					
令和8年度「電波資源拡大のための研究開発」のうち「低軌道衛星と地上端末直接通信における周波数共有を可能とするナローマルチビーム形成技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大)大阪大学 大阪府吹田市山田丘1-1	4120905002554	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」（以下「評価会」という。）において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	52,000,000	52,000,000	100.0%					
光回線を代替する高ミリ波帯固定無線通信に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	キーコム(株) 東京都豊島区南大塚3-40-2	7013301019486	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	150,849,036	150,849,036	100.0%					
光回線を代替する高ミリ波帯固定無線通信に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大)東京科学大学 東京都目黒区大岡山2-1-2-1	9013205001282	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	208,400,175	208,400,175	100.0%					
光回線を代替する高ミリ波帯固定無線通信に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人防災科学技術研究所 茨城県つくば市天王台3-1	3050005005210	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	44,941,000	44,941,000	100.0%					

光回線を代替する高ミリ波帯固定無線通信に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大) 東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	5010005007398	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	15,782,000	15,782,000	100.0%						
IPマルチキャスト放送の無線伝送に向けた周波数有効利用技術の研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	NECネットワークスアイ(株) 東京都港区芝浦3-9-14	6010001135680	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」(以下「評価会」という。)において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	243,733,198	243,733,198	100.0%						
IPマルチキャスト放送の無線伝送に向けた周波数有効利用技術の研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(学) 早稲田大学 東京都新宿区戸塚町1-104	5011105000953	電波資源拡大のための研究開発では、技術課題を記載した基本計画書を示して広く提案を公募し、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」(以下「評価会」という。)において最も優れた評価を得た提案を行った者を契約の相手方とすることとしている。 本件は、令和8年3月に開催された評価会において、研究開発の実施計画、実施体制等の観点から評価を受けた結果、当該機関に委託することが適当であるとの評価を得たことから、契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	26,266,801	26,266,801	100.0%						
ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(株) KDDI 総合研究所 埼玉県ふじみ野市大原2-1-15	5030001055903	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	103,499,872	103,499,872	100.0%						
ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(株) 構造計画研究所 東京都中野区本町4-38-13	7011201001655	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	120,996,900	120,996,900	100.0%						
ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町4-2-1	7012405000492	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	734,795,662	734,795,662	100.0%						
ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大) 電気通信大学 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1	5012405001286	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	32,054,566	32,054,566	100.0%						

ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大) 信州大学 長野県松本市旭3-1-1	3100005006723	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	29,055,000	29,055,000	100.0%						
ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	シャープ(株) 大阪府堺市堺区匠町1	6120001005484	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	240,699,999	240,699,999	100.0%						
ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大) 京大大学 京都府京都市左京区吉田本町36-1	3130005005532	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	330,499,999	330,499,999	100.0%						
ミリ波帯等における移動通信システムの展開に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(大) 東京科学大学 東京都目黒区大岡山2-12-1	9013205001282	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、4年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	8,398,000	8,398,000	100.0%						
南極地域観測事業における電離層観測	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町4-2-1	7012405000492	本件は閣議決定による国家プロジェクトであり、当該閣議決定に基づく計画によりその実施者が明示されているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	32,905,000	32,905,000	100.0%						
標準電波による無線局への高精度周波数の提供	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町4-2-1	7012405000492	本件は、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	870,000,000	870,000,000	100.0%						
高周波パルス電磁界による生体作用に関する研究	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	東京都(大) 東京都新宿区西新宿2-3-1	6011105002701	本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 なお、本研究は5か年計画の5年目に当たるものであり、令和8年2月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、継続契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	32,500,000	32,500,000	100.0%						
高周波パルス電磁界による生体作用に関する研究	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関2-1-2	R8.4.7	(学) 杏林学園 杏林大学 東京都三鷹市新川6-20-2	—	本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 なお、本研究は5か年計画の5年目に当たるものであり、令和8年2月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、継続契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	19,500,000	19,500,000	100.0%						

Beyond 5G に向けた電波の温熱生理反応等に関する研究	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(大) 北海道大学 北海道札幌市北区北八条西 5	6430005004014	本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 なお、本研究は4か年計画の2年目に当たるものであり、令和8年2月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、継続契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	24,001,900	24,001,900	100.0%						
Beyond 5G に向けた電波の温熱生理反応等に関する研究	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(学) 久留米大学 福岡県久留米市旭町 6 7	1290005009643	本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 なお、本研究は4か年計画の2年目に当たるものであり、令和8年2月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、継続契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	28,005,900	28,005,900	100.0%						
Beyond 5G に向けた電波の温熱生理反応等に関する研究	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(学) 愛知学院愛知学院大学 愛知県日進市岩崎町阿良地 1 2	—	本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 なお、本研究は4か年計画の2年目に当たるものであり、令和8年2月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、継続契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	14,500,200	14,500,200	100.0%						
Beyond 5G に向けた電波の温熱生理反応等に関する研究	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(大) 電気通信大学 東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	5012405001286	本件は広く公募を行い、外部有識者から構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究実施機関と随意契約を行うものである。 なお、本研究は4か年計画の2年目に当たるものであり、令和8年2月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、継続契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	14,510,600	14,510,600	100.0%						
電波伝搬の観測・分析等の推進	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町 4-2-1	7012405000492	本件は、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	1,493,000,000	1,493,000,000	100.0%						
次期静止気象衛星（ひまわり10号）に搭載する宇宙環境計測装置の開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町 4-2-1	7012405000492	本件は、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	398,513,830	398,513,830	100.0%						
量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	国立研究開発法人情報通信研究機構 東京都小金井市貫井北町 4-2-1	7012405000492	本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和8年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	495,729,999	495,729,999	100.0%						
量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(大) 横浜国立大学 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 7 9-1	6020005004971	本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和8年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	170,000,000	170,000,000	100.0%						
量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(大) 大阪大学 大阪府吹田市山田丘 1-1	4120905002554	本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和8年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	159,999,999	159,999,999	100.0%						
量子インターネット実現に向けた要素技術の研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	N T T (株) 東京都千代田区大手町 1-5-1	7010001065142	本件は、広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価に基づき、国が委託すべき研究開発実施機関として選定したものである。今回の実施についても、令和8年3月に開催した評価会において、当該実施機関で実施すべきとの評価結果が得られたことから、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予法令第102条の4第3号	150,000,000	150,000,000	100.0%						

令和8年度「Ambient IoTシステム高度化のための周波数有効利用技術に関する研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(株) デンソーウェア 愛知県知多郡阿久比町大字草木字芳池 1	8180001100311	本課題は、令和7年度から令和9年度までの3年間の研究開発である。本課題については、外部専門家等の意見を踏まえて基本計画書を作成し、これに基づく研究開発実施機関等からの提案書について、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から、提案内容について外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」により令和7年度に採択評価を実施し、その結果、当該機関に研究開発を委託することが適当であるという評価結果が得られたことから、総務省として契約を行うものである。 なお、本研究開発は3年計画の初年度に当たるものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	99,826,948	99,826,948	100.0%						
令和8年度「Ambient IoTシステム高度化のための周波数有効利用技術に関する研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(学) 慶應義塾 東京都港区三田 2-15-45	—	本課題は、令和7年度から令和9年度までの3年間の研究開発である。本課題については、外部専門家等の意見を踏まえて基本計画書を作成し、これに基づく研究開発実施機関等からの提案書について、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から、提案内容について外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」により令和7年度に採択評価を実施し、その結果、当該機関に研究開発を委託することが適当であるという評価結果が得られたことから、総務省として契約を行うものである。 なお、本研究開発は3年計画の初年度に当たるものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	89,952,707	89,952,707	100.0%						
令和8年度「Ambient IoTシステム高度化のための周波数有効利用技術に関する研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	R A M X E E D (株) 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-9-1	9020001135553	本課題は、令和7年度から令和9年度までの3年間の研究開発である。本課題については、外部専門家等の意見を踏まえて基本計画書を作成し、これに基づく研究開発実施機関等からの提案書について、有効性・効率性、研究計画、実施体制、費用対効果といった観点から、提案内容について外部専門家及び外部有識者で構成される「電波利用料による研究開発等の評価に関する会合」により令和7年度に採択評価を実施し、その結果、当該機関に研究開発を委託することが適当であるという評価結果が得られたことから、総務省として契約を行うものである。 なお、本研究開発は3年計画の初年度に当たるものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	119,995,700	119,995,700	100.0%						
「電波資源拡大のための研究開発」のうち「近接化・稠密化するモバイル通信機縁間における不要電波の解析・抑制技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(株) 国際電気通信基礎技術研究所 京都府相楽郡精華町光台 2-2-2	3130001036705	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。 なお本研究開発は4カ年計画の3年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を実施することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	210,000,001	210,000,001	100.0%						
「電波資源拡大のための研究開発」のうち「近接化・稠密化するモバイル通信機縁間における不要電波の解析・抑制技術の研究開発」	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	積水化学工業 (株) 大阪府大阪市北区西天満 2-4-4	1120001059650	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。 なお本研究開発は4カ年計画の3年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を実施することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	189,999,999	189,999,999	100.0%						

持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.30	北海道 札幌市中央区北三条西 6-1	7000020010006	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行うおとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	16,659,000	16,659,000	100.0%						
持続可能な行政サービスの提供に向けた広域連携モデル構築事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.28	富山県 富山市新総曲輪 1-7	7000020160008	人口構造の変化により、人材不足などの資源制約の更なる深刻化が予想される一方、行政需要は高度化・多様化しており、市町村単独では実施が困難な事務が生じることも想定される。特に、小規模市町村を中心に、専門人材の確保が困難となるなど、事務の執行に課題が生じることが想定される中、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、都道府県等が市町村事務の補完・支援の役割を一層きめ細かに果たしていくことが求められる。 こうした中、関係省庁の協力のもと、個別の行政分野ごとに、都道府県等との連携による市町村事務の共同実施モデルを構築し、全国に横展開を図ることで、持続可能な行政体制の構築につなげることを目的に、国の委託事業として実施するものである。 本事業においては、広域連携による市町村事務の共同実施モデル事業の全国展開を図れるような取組について委託を行う必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や実施体制等も総合的に判断して委託先を選定する必要があるため、随意契約でなければならない。 提案内容等については、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行うおとしているものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	3,400,000	3,400,000	100.0%						
公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(株) 国際電気 東京都港区西新橋 2-15-12	2010001098064	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、3年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	599,999,999	599,999,999	100.0%						
公共ブロードバンド移動通信システムの高度化に関する研究開発	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.7	(大) 京都大学 京都府京都市左京区吉田本町 3 6-1	3130005005532	本件は広く公募を行い、外部専門家及び外部有識者で構成される評価会における評価に基づき、国が委託すべき対象として選定した研究開発実施機関と随意契約を行うものである。なお本研究開発は、3年計画の2年目に当たるものであり、令和8年3月に開催された当該評価会において、外部有識者及び外部専門家が実施状況等の評価を行った結果、実施計画のとおり研究を継続することが適当との判断であったため、当該機関と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号	149,999,980	149,999,980	100.0%						

令和7年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	米子市 鳥取県米子市加茂町 1-1	8000020312029	<p>本件は、地方公共団体において、総合的なフロントヤード改革をさらに進めるため、オンライン手続の徹底による改革効果の向上を目指すモデルや、複数の自治体が同一の事務を共同でアウトソーシングを行うモデルを構築するとともに、その横展開を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>他の自治体にも展開していくことを念頭に委託事業の委託先を選定する必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や事業計画、実施体制等も総合的に判断して委託先を選定するため、随意契約でなければならない。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	8,780,280	8,780,280	100.0%						
令和7年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	境港市 鳥取県境港市上道町 3 0 0 0	8000020312045	<p>本件は、地方公共団体において、総合的なフロントヤード改革をさらに進めるため、オンライン手続の徹底による改革効果の向上を目指すモデルや、複数の自治体が同一の事務を共同でアウトソーシングを行うモデルを構築するとともに、その横展開を図ることを目的として実施するものである。</p> <p>他の自治体にも展開していくことを念頭に委託事業の委託先を選定する必要があることから、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、提案内容や事業計画、実施体制等も総合的に判断して委託先を選定するため、随意契約でなければならない。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	1,680,180	1,680,180	100.0%						
令和7年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	一戸町 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 2 4 番地 9	3000020035246	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	5,000,000	5,000,000	100.0%						
令和7年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	名取市 宮城県名取市増田字柳田 8 0	8000020042072	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	5,000,000	5,000,000	100.0%						

令和7年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	大野市 福井県大野市天神町 1-1	6000020182052	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	5,000,000	5,000,000	100.0%							
令和7年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	下北山村 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内 1 0 0 2	5000020294501	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	5,000,000	5,000,000	100.0%							
令和7年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	明日香村 奈良県高市郡明日香村大字橋 2 1	6000020294021	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	4,990,000	4,990,000	100.0%							
令和7年度補正 ふるさとミライカレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	美波町 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 1 8 - 1	9000020363871	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	5,000,000	5,000,000	100.0%							

令和7年度補正 ふるさとミライ カレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	南九州市 鹿児島県南九州市知覧町 6 2 0 4	3000020462233	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	5,000,000	5,000,000	100.0%						
令和7年度補正 ふるさとミライ カレッジモデル実証事業	東 政幸 総務省大臣官房会計課企画官 東京都千代田区霞が関 2-1-2	R8.4.1	嘉界町 鹿児島県大島郡嘉界町 1 7 4 6	5000020465291	<p>本件は、大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトである「ふるさとミライカレッジ」を推進するため、大学等高等教育機関と地域が連携し、学生のフィールドワーク等を受け入れ、大学生等の若者の視点を取り入れたモデル事例となり得る地域づくりプロジェクトを地方公共団体に委託し、その成果物を国に提出し、国は当該成果に係る情報を広く提供することで、各地域において継続的な取組を目指すものである。</p> <p>本件は、各地域の地域特性を踏まえた調査を行う必要があり、単純に価格競争のみで委託先を選定できるようなものではなく、創意工夫を活かした課題解決の提案内容や事業計画、実施体制も総合的に判断して委託先を選定する必要があることから、随意契約でなければならない。</p> <p>提案内容等については、外部有識者による評価に基づき、国が委託すべきものとして選定した提案事業について、提案を行った地方公共団体と随意契約を行なおうとするものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号</p>	5,000,000	5,000,000	100.0%						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。